



# 市長と振り返る 薩摩川内市誕生20周年

vol. 6

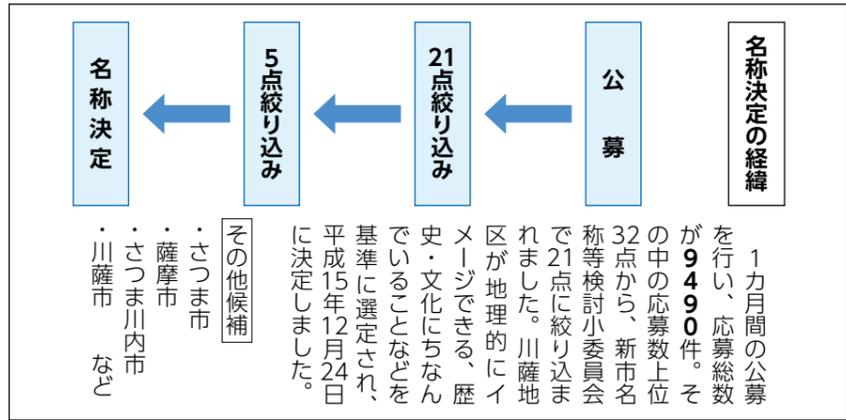


今月は、「薩摩川内市」の名称が決定したときの当時の気持ちをインタビューしました。

新市名称が決まったときの気持ちと、決まる前との気持ちの変化を教えてください。

市長 まずは、9490件と多くの応募があり、多くの市民の方々に関心を持ってもらえたことをとてもうれしく感じました。

## 名称決定の経緯



## 合併協議の集大成



本庁秘書広報課 企画総務・広聴広報G (内線 4121)

▲9市町村の協議により新市名称が決定 (平成15年12月)

## 地域を支える民生委員・児童委員、主任児童委員および保護司

本庁社会福祉課企画総務G (内線 2721)

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員】

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童委員も兼ねています。特定の区域を担当し、生活の不安やお金のこと、子育てや介護、福祉サービスのことなど、困り事について相談対応や支援も行い、住民の立場でまちの福祉を担っています。

また、主任児童委員は、上記委員の中から厚生労働大臣に指名され、児童福祉に関する事項を専門に担当します。特定の区域は担当せず、行政や学校、児童相談所などの児童福祉関係機関と連携を図り、児童委員の活動を援助・協力します。

### 【保護司】

保護司は、保護司法に基づいて法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人に対し、地域における立ち直り支援や再犯防止のための活動を行っています。その他、地域住民の一人として、地域社会の安全安心に貢献するという理念のもと、地域住民からの相談対応、学校や地域の防犯活動団体と連携・支援を行うなど、幅広く活動しています。



### 子どもたちが安心して暮らせるように

薩摩川内市民生委員児童委員協議会 連合会主任児童委員部会 部長 山元一彦さん

市内には26人の主任児童委員がいます。小中学校などを訪問し、教職員と学校生活について意見交換を行い、子どもたちの困り事について適切な支援やサービスへの「つながり」としての役割を担っています。その他にも地域ごとに部会を開催し、委員同士の情報交換や小中学校と合同研修会を行い、スキルアップに努めています。皆さんからの相談内容は、お聴きすることしかできないこともありすが、身近な相談相手として力になれるよう活動していきます。

## 安全で美しい薩摩川内市のために 屋外広告物のルールを守りましょう！

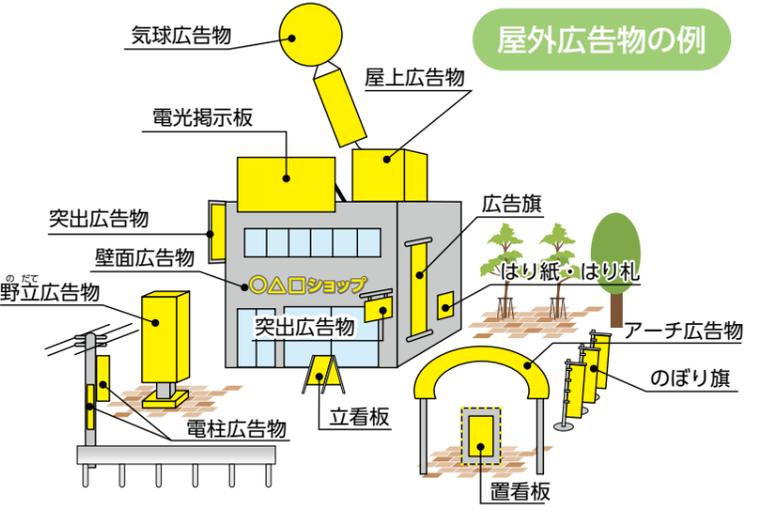
問合せ  
本庁都市整備課都市計画・景観G (内線 3411)

## 屋外広告物とは

外出した際に目にするお店の看板や建物の名称(ロゴ)などの他、はり紙や立て看板、のぼり旗など容易に設置・撤去できる掲出物件などのことをいいます。何気なく見掛けるまちの中の広告物。まちを彩り、私たちにさまざまな情報を提供してくれますが、表示にはルールがあります。

## 屋外広告物定義

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに表示されたものやこれらに類するもの



## 屋外広告物の例

ルールを無視した屋外広告物の表示は、まちの景観を損なうだけでなく、視界を遮るなど事故につながる場合があります。安全で美しいまちになるよう設置の際には以下のルールを守りましょう。

## ルールの概要

- ① 屋外広告物を「表示できる場所」と「表示できない場所」があります。
- ② 場所によって表示できる大きさや高さが異なります。
- ③ 屋外広告物を表示する際は、市の許可が必要です。  
※ご自身の店舗・会社の看板を店舗・会社のある敷地内に設置する際は、屋外広告物の大きさなどにより手続きが不要となる場合があります。事前にご相談ください。申請の手続きなど詳しくは市ホームページをご確認ください。
- ④ 著しい色あせや塗料の剥がれがあるもの、老朽化して倒壊、落下の恐れがあるものは設置できません。
- ⑤ 場所に関わらず、表示が禁止されている物件(禁止物件)があります。

## 場所に関わらず、表示が禁止されている物件(禁止物件)の主な例



## ●屋外広告物適正化旬間について

本市では、定期的に違反広告物の指導や撤去を行っています。特に、毎年9月1日～10日は国土交通省が設定する屋外広告物適正化旬間に併せて、国・県・警察・九州電力(株)・西日本電信電話(株)と協力し、違反広告物の指導や撤去を行っています。



## ●屋外広告物設置者や管理者の方へ

屋外広告物は、台風などの強風や地震の揺れ、劣化によって落下や倒壊など発生する場合があります。定期的な点検、修繕を行い、通行人などに被害が及ぶことのないよう十分配慮してください。詳しくは市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ